(3)　当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（変更の報告）

第二十五条　法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあっては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2　法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3　前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第二十六条　法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（立入検査の証明書）

第七条　法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

様式第四中「第七条」を「第二十六条」と改め、同様式を様式第十一とし、様式第三の次に次の十二様式を加える。

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第１項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

１．特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）

１．「特定重要設備の種類」の欄には、第１条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

２．「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。

３．「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

４．「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

２．特定重要設備の導入の内容及び時期